亀山市告示第７７号

亀山市市民活動応援交付金交付要綱（平成２５年亀山市告示第９７号）第１４条の規定により亀山市市民活動応援券を発行したので、同要綱第１５条第２項の規定により次のとおり告示する。

平成３０年４月２日

亀山市長　櫻　井　義　之

１　単位名称　えがおカード

２　発行枚数　５６，６００枚

３　発行年月日　平成３０年（２０１８年）４月１日

４　有効期限　平成３１年（２０１９年）３月３１日

５　管理番号　５桁の通し番号

６　表面

７　裏面

亀山市のまちづくりにがんばっている市民活動団体をみんなで応援しましょう！

市民活動応援券は、市民活動団体（登録団体）を応援するための券です。

市民活動応援券を、手にした日付を書き込んでください。

①	②	③	④	⑤
／	／	／	／	／

市民活動応援券の使い道

１．登録団体に、事業又はサービスを提供してもらったお礼として使用することができます。
２．市民は、登録団体に寄附として使用することができます。
　寄附方法 その１　直接、登録団体へ寄附をする。
　寄附方法 その２　寄附ボックス（常設場所：市民協働センター「みらい」）や寄附ボードに投函する。
３．市民同士で、自由に使用することができます。（ただし、お金と交換することはできません。）

※　さまざまな分野で社会貢献的な活動をしている登録団体を、市民活動応援券で応援しましょう！
※　市民活動応援券は、いかなる理由においても、再発行や交換はできません。

亀山市　生活文化部　まちづくり協働課　ＴＥＬ：０５９５－８２－１１１１（代表）
事務局　市民協働センター「みらい」　ＴＥＬ：０５９５－８４－５８００